平成１７年10月期　レーダー級海上特殊無線技士試験問題

法　規 12問
無線工学 12問 } 24問　1時間

法　　規

(注)　解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）してください。

〔1〕　無線航行移動局を開設しようとする者は、どのような手続をしなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1．識別信号の指定を受けなければならない。
2．無線局の免許を申請し、総務大臣の免許を受けなければならない。
3．あらかじめレーダーの使用の予定期日を総務大臣に申告しなければならない。
4．船舶にレーダーを設置し、その旨を総務大臣に届け出て確認を受けなければならない。

〔2〕　次の記述は、電波法に規定する「無線局」の定義であるが、［　　］内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「無線局とは、無線設備及び無線設備の［　　］を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。」

1．管理　　2．保守
3．操作　　4．点検

〔3〕　次の記述は、船舶に設置する無線航行のためのレーダー（総務大臣が告示するものを除く。）の条件に関する無線設備規則の規定であるが、［　　］内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「４分以内で完全に動作するものであり、かつ、［　　］以内に動作することができる状態にあらかじめしておくことができること。」

1．１０秒　　2．１５秒
3．２０秒　　4．３０秒

〔4〕　無線従事者がその免許証の訂正を受けなければならないのはどの場合か、正しいものを次のうちから選べ。

1．本籍の都道府県を変更したとき。
2．上級の資格の免許を受けるとき。
3．住所を変更したとき。
4．氏名に変更を生じたとき。

〔5〕　無線従事者は、免許の取消し処分を受けたときは、その処分を受けた日から何日以内にその免許証を返納しなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1．３０日　　2．１４日
3．１０日　　4．　７日

〔6〕　レーダー級海上特殊無線技士の資格を有する者が行うことができる海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局の無線設備の操作の範囲は、次のどれか。

1．レーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
2．レーダーのすべての技術操作
3．レーダーの外部の調整装置の技術操作
4．レーダーで電波の質に影響を与えないものの技術操作

法　　規

〔7〕　次の記述は、秘密の保護に関する電波法の規定であるが、［　　］内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

「何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、［　　］に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。」

1．通信の相手方
2．特定の相手方
3．すべての相手方
4．すべての無線局

〔8〕　無線局を運用する場合において、空中線電力は、遭難通信を行う場合を除き、次のどれによらなければならないか。

1．免許状等に記載されたものの範囲内で通信を行うため必要最小のもの
2．免許状等に記載されたものの範囲内で通信を行うため十分なもの
3．通信の相手方となる無線局が要求するもの
4．無線局免許申請書に記載したもの

〔9〕　無線従事者の免許を取り消されることがある場合は、次のどれか。

1．免許証を失ったとき。
2．電波法に違反したとき。
3．日本の国籍を有しない者となったとき。
4．引き続き6箇月以上無線設備の操作を行わなかったとき。

〔10〕　臨時検査（電波法第73条第4項の検査）が行われる場合は、次のどれか。

1．無線局の再免許が与えられたとき。
2．無線従事者選解任届を提出したとき。
3．無線設備の変更の工事を行ったとき。
4．臨時に電波の発射の停止を命ぜられたとき。

〔11〕　免許人は、免許状に記載された事項に変更を生じたときは、どうしなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1．免許状の訂正を受ける。
2．再免許を申請する。
3．その旨を報告する。
4．直ちに届け出る。

〔12〕　再免許を受けた無線局は、従前の無線局の無線検査簿をどのように取り扱わなければならないか、正しいものを次のうちから選べ。

1．旧免許状とともに返納する。
2．新たなものに取り替える。
3．そのまま継続して使用する。
4．1年間保存する。